



平成21年10月から 公的年金から町県民税の特別徴収が始まります

広報かいせい3月・5月号でもお知らせしましたが、平成21年10月受給分の公的年金から、町県民税(住民税)の特別徴収(差し引き)が始まります。これは町県民税の納付方法が変更になるもので、年税額が増えるものではありません。 税務課 ☎84-0313

対象となる方
 平成21年4月1日現在で年齢が65歳以上の公的年金を受給している方で、次の要件をすべて満たす方です。

- 1 公的年金などの所得で住民税が課税される方
- 2 年額18万円以上の老齢基礎年金などを受給している方
- 3 開成町の介護保険料を年金からの特別徴収(差し引き)で納めている方
- 4 老齢基礎年金などの年額から、所得税・介護保険料・国民健康保険料・後期高齢者医療保険料を差し引いた残額より、特別徴収される住民税額が少ない方

対象となる年金
 老齢基礎年金、老齢厚生年金、退職共済年金など

実施時期
 平成21年10月以降支給される老齢基礎年金などの給付分から実施されます。

特別徴収のしくみと徴収方法
 ●平成21年度 8月までは現在の納付方法で、10月から特別徴収(年金から差し引き)になります。

●平成22年度以降 年度前半の年金支給月(4月・6月・8月)ごとに、前年

以外の収入にかかる町県民税は、今までどおり給与からの差し引きや納付書により納めていただきます。

○平成21年度 (特別徴収を開始する年度)

方 法	普通徴収(現在の納付方法)		特別徴収(年金から差し引き)		
	徴収月	税 額	徴収月	徴収月	徴収月
	6月	年税額の1/4	10月	12月	2月
			年税額の1/6	年税額の1/6	年税額の1/6

度後半の特別徴収額の3分の1を特別徴収します。年度後半の年金支給月(10月・12月・2月)ごとに年税額から当該年度前半の特別徴収額を差し

○平成22年度以降 (引き続き特別徴収になる場合)

方 法	特 別 徴 収					
	仮 徴 収			本 徴 収		
徴収月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税 額	前年度の10月から3月までに徴収した額の1/3ずつ			年税額から仮徴収額を控除した額の1/3ずつ		

引いた額の3分の1ずつを本徴収します。



よくある質問

- Q.** 今までどおりに納付書などで納めることはできますか?
A. 公的年金を受給しているすべての方が特別徴収(差し引き)の対象となっていて、本人による選択はできません。
- Q.** 年金のほかにも所得があるのですが、その分も公的年金から特別徴収されますか?
A. 公的年金などの所得にかかる税額は、年金からの特別徴収となります。給与所得にかかる税額は、給与からの差し引き、不動産などそのほかの所得がある場合には、納付書もしくは口座振替、または給与所得と合算しての給与からの差し引きになります。
- Q.** 2か所から年金を受給しているのですが、それぞれから差し引きされるのですか?
A. 特別徴収の対象となる年金は、老齢基礎年金など(老齢または退職を支給事由とする年金)ですが、対象となる年金が2以上ある場合には、法律で指定する順序に従い、ひとつの年金から特別徴収されることになります。
- Q.** 介護保険料と町県民税が特別徴収される年金が異なる場合がありますか?
A. 介護保険料と町県民税は同一の年金から特別徴収を行うこととなります。ただし、町県民税の課税対象とならない障害年金や遺族年金から介護保険料が特別徴収されている方は、町県民税については普通徴収(納付書や口座振替などによる納付)となります。